

職業能力開発施設拠点化

高等技術専門校施設内訓練検討委員会

第3回販売実務科部会

令和元年（2019年）10月25日（金）10:00～

於：県立高等技術専門校

次 第

1 あいさつ

2 議事

（1）事務局説明

- ・ 第2回部会の委員意見まとめ

資料1

資料2

- ① 今後の方針性＜科の対象者について＞

資料3

- ② 今後の方針性＜①を前提とした科の方針性（案）＞

資料4

（2）各委員意見聴取・意見交換

- ① 今後の方針性＜科の対象者について＞ に関する

- ② 今後の方針性＜①を前提とした科の方針性（案）＞ に関する

3 その他

— 配布資料 —

出席者名簿／配席表

資料1…第2回部会における委員意見要旨

資料2…第2回部会における委員意見整理資料

資料3…県民に対する障がい者職業訓練提供体制について（整理）

資料4…販売実務科の今後の方針性について（案）

資料 1

第2回販売実務科部会（R1.6.10）における委員意見要旨

会議次第 2 (2) ①科の必要性について ②科の設置目的について

区分	科の必要性について	科の設置目的について
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・販売実務科の継続は必要と考える。 ・訓練手当で生活面が安定し訓練に集中できる。 ・訓練生は訓練により基礎的な生活習慣や報連相ができるようになっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある方の割合が変化しており、グループホーム利用者も発達障がいのある方の問合せが増えている。 ・ひきこもりの方へのアプローチもあっても良い。 ・後手にならないようにしていくことが大事。 ・本人に合ったサポートで自立に向かう意欲を持たせ実現していくことが大事。 ・学校だけではなく様々な機関の実のあるネットワーク作りが大事。 ・最終的には障がいという言葉がなくなるような社会にしていくことが重要。 ・入校生の対象の幅を広くするということは必要。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・販売実務科の継続は必要と考える。 ・特別支援学校高等部卒業生にとって社会への橋渡しの役割。 ・特別支援学校高等部卒業生にとって上位の教育機関的な役割。 ・離職者に対する再訓練の場としての役割。 ・課題としては、販売実務科の存在が県民や関係者へ十分周知されていないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の施策の軸足が、精神障がいのある方や発達障がいのある方に軸足を変わってきたとの説明があつたが、知的障がいのある方に対する施策や教育は最後になってきた状況だった。 ・時代の要請が、精神障がいのある方や発達障がいのある方になったから、販売実務科もそちらにシフトして良いのではないか、といふのは違う。 ・知的障がいのある方の特性をよく考えて、知的障がいのある方に対する支援をやっていかないと、まだまだ他の障がい（身体、精神、発達）の支援策に追い付かない。 ・販売実務科の入校対象者を「中度」の方も対象とすることは必要。 ・中度の方にも充実した訓練で育成すればプラスアルファの価値になる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・販売実務科の継続は必要と考える。 ・特別支援学校卒業後に就職できなかつた生徒の受け皿の役割。 ・就労移行支援事業に比較し知的障がいのある方に特化しているという特長。 ・訓練手当で生活面が安定し訓練に集中できる。 ・訓練で体力やあいさつ、報連相など必要な力を身に付けさせたうえで、就職させるという、本来の道筋が出来ている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置目的対象者、訓練内容、修了後などのイメージが確定すれば、おのずと修正される。 ・対象者について「一般就労を目指す人」とするのであれば、訓練内容も自然と決まる。

区分	科の必要性について	科の設置目的について
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある方雇用とりまく社会について、販売実務科設置からの15年の間に次のとおりで大きな変化があった。 <ul style="list-style-type: none"> ・1点目。就職件数が大幅に伸びており大都市を中心的に障がいのある方雇用が売り手市場と言われる状況なった。 ・2点目。H18に就職を目指すことを明確にした就労移行支援事業ができてから現在400人近い方が一般就労を目指している。 ・3点目。精神障がいのある方の求職（就職）数の増加が顕著。 ・このため、今回の検討作業について次のとおり検討材料を擧げる。 ・①対象者を「軽度」の知的障がいのある方と謳うことは時代状況に合わない。 ・②一般就労率を現状の率よりも落とさないことを期待。 ・③就労継続支援A型利用者を就職者としてとらえている現行の考え方は変える必要がある。 ・④今後も販売実務科の対象を知的障がいのある方に絞るのであれば、その理由を明確にしていく必要がある。 ・障がい福祉サービスの利用に抵抗を感じる方の受け皿になることを期待。 ・⑤就職後の定着支援についてより力を注ぐべき。 ・一般就労を目指す人にさまざまな選択肢を準備するという意味では今すぐに販売実務科を廃止する必要はない。 ・ただ、今後訓練生が集まらないこと（大きな定員割れ）が先々に起これば、廃止も含めて考えていくことが必要。 ・例えば、「販売実務科修了生は一味違うな」、「よくここまで育てたな」などと言ってもらえた人材を輩出することで、企業側、現場の従業員さん達の、障がいのある方の雇用に対する認識をえていくことができる、それによって企業が更に雇用しようというような効果が生まれていけばと良い。 ・また、例えば、障がいのある方の雇用経験がない企業を開拓して、障がいのある方の雇用のそ野を広げていく役割を担っていくことを期待。 ・民間では十分やり切れないないプラスアルファの部分を持つことで販売実務科の価値が更に高まり、地域にとってより必要とされるものになることを期待。 	<p>・販売実務科の必要性に疑問を感じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練内容は時代にそぐわない。 ・訓練内容が時代から置き去りにされたようなものでは寂しい。 ・今は企業も多く訓練生を実習で受け入れてくれる。 ・障がいのある方に寄り添つて、そのためには何をするのかということが大事。 ・現実の世界に目を向け実際の企業、実際の仕事場に応じた訓練にしていくことが必要。 ・先生はできないと思っていたことも彼らは企業の職場に入れば出来る。 <p>・販売実務科の必要性に疑問を感じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業や社会の側から障がいのある方に歩み寄るような取組みを充実していくことが重要。 ・(行政施策としては)企業に対して補助金等があるから雇ってくださいといふものではなく、(販売実務科と就労移行支援事業が機能的に同じならば)就労移行支援事業に任せ、障がいのある方が会社の中に入つてみんなで一緒に働いていくと会社が良くなっていく、ということを各企業に十分知らしめていく施策が大事。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・販売実務科は就労移行支援事業に対する民衆圧迫ではないか。 ・企業や社会の側から障がいのある方に歩み寄るような取組みを充実していくことが重要。 ・(行政施策としては)企業に対して補助金等があるから雇ってくださいといふものではなく、(販売実務科と就労移行支援事業が機能的に同じならば)就労移行支援事業に任せ、障がいのある方が会社の中に入つてみんなで一緒に働いていくと会社が良くなっていく、ということを各企業に十分知らしめていく施策が大事。 	

区分	科の必要性について	科の設置目的について
委員	<p>(・販売実務科の継続は必要と考える。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状の軽度の知的障がいのある方を対象とするまでは厳しい。 今の就職者数は、精神障がいのある方は知的障がいのある方の3倍となっており、販売実務科の対象者は知的障がいのある方のみではニーズと合わない。 カリキュラムはもう少し柔らかいカリキュラムにした方が良い。 訓練生は必ずしも販売の職種に就職できなくとも良い。 一般就労就職率の目標も緩くし、入校者の幅も広くしていく、という形が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> 入校案内パンフレットには販売実務科の明確な目的等の記載が無く目指す先が見えてこない。 長期目標、中期目標、短期目標というように理想を検討しつつ当面は知的障がいのある方の中で対象者をより幅広くするか、もしくは別の科（精神障がいのある方発達障がいのある方）を対象とした訓練科）を併設するか。 具体的には知的障がいのある方に加えて、他の障がいのある方も入科できるよう科を設定するという方法。又は、定員16人のうち、例えば知的障がいのある方を8人精神障がいのある方を8人などと半数ずつの定員に設定するという方法。 高齢・障害・求職者雇用支援機構では国立職業リハビリテーションセンターを2つ運営しており訓練内容を特化したコースがあるがコースに沿った業種に就職しなければならないという位置づけではない。科を設置するという際は、訓練内容を絞ることになるが、その分野に就職することではなく、長く勤務することができた、キャリアアップできたといふことが求められる世の中。 販売実務科の附加価値をつける一つの策として、例えば、訓練生本人から外部に販売実務科を発信してもらうなど、発信する力を付けることも訓練の一つとして行っていくことも考えられる。
委員	<p>(・販売実務科の継続は必要と考える。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がいのある方の雇用対策に関する厚生労働省の対策の軸足は、平成8年9年頃に身体障がいのある方から知的障がいのある方へ移り、現在は精神障がいのある方と癡呆障がいのある方の方へ移ってきている。 参考にハローワークには精神障がいのある方と癡呆障がいのある方に向けて、精神保健福祉士、臨床心理士等の資格を持つ方等を配置している。 軽度の知的障がいのある方は支援学校卒業後に就職することがそれほど難しい時代ではなくになっている状況であり、販売実務科の対象者を軽度の知的障がいのある方としている現状は関係者にとって使い勝手はどうなのか。 精神障がいのある方や癡呆障がいのある方にも販売実務科の裾野を広げていくのが良いと厚生労働行政からは考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象者は「軽度」の方だけでは“もたなく”なっています。 特別支援学校以外の一般の高校でも精神福祉手帳を持ついる生徒が増えているので、そのような精神福祉手帳保持者を販売実務科に入科できるような方策があれば良い。 具体的には、販売実務科の入校対象者の設定の仕方として、知的障がいのある方などと障がいの種別を明示するのではなく、「1年間の訓練を受講することができる方」と設定し、軽度の知的障がいのある方に限らずに療育手帳以外の障がい者手帳保持者の方（精神障がいのある方等）を入校対象にする、ということが良い。 入校対象者の間口を広げて結果的に入校者は知的障がいのある方が多かったということを否定するものではなく、間口を広げるということ。 訓練内容は不斷に見直していくことが必要。 本人が希望するところに就職できるよう特定の業種に限らず、選択肢を広くする就職（実習）先の開拓が必要。 職種だけではなくステップアップができるような職場開拓を期待。 訓練内容は高等支援学校の教育内容と重複がないようにしていくことが必要。数年かけて少しずつ見直していくべき。

区分	科の必要性について	科の設置目的について
委員	<p>・販売実務科の継続は必要と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校新卒者の入校理由を出身学校の進路指導担当の教員へ聞き取りを行ったところ、「更に力をつけて安定して働けるようにして行きたいため」や「3年間で本人の特性等にあつた職場が見つかなかったため」といった入校理由であった。 ・特別支援学校の3年間で就職に結びつかなかつた生徒にとっては、販売実務科は貴重。 ・ただ今の社会に販売実務科の形があつているのか、ということは一考の余地がある。 ・時代に合わせて販売実務科を充実し、特別支援学校としては送り出し先としても継続して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校にとって、就労移行支援事業と販売実務科は学校卒業後に更に力をつけて就職できる点から貴重。 ・知的障がいのある方を対象とした特別支援学校の生徒は多様化しており、知的障がい（のみ）のある生徒の割合は少なくなり、発達障がいを併せ持つた生徒が増えている。 ・就労移行支援事業所と販売実務科の違いを考えると、両者の差別化、就労移行支援事業所には無いような付加価値が必要。 ・訓練手当以外で例えば、販売実務科ではこんな仕事を多様に学べるとか、確実に幅広い職場・職種に繋いでくれるという付加価値など。 ・あるいは企業側から見た場合は、例えば、販売実務科の修了生は確実に良い人材であるとか、そのような差別化した付加価値など。 ・ここを整理すると、特別支援学校側からは、就労移行支援事業所と販売実務科の、それぞれの選択肢が明確になり、両者がより有効で広がりが出てくる。
委員	<p>・販売実務科の継続は必要と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障がいのある方への支援機関として一定の受け皿の役割。 ・就職の実績を見ても一定の成果が上がっている。 ・障がいのある方の自立支援の観点からも販売実務科の継続は必要。 ・個々の状況に配慮した訓練という面でも役割がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の販売実務科の目的は「雇用促進を図る」となっているが、例えば「雇用促進を図るとともに、雇用の継続を図り更なる自立に繋げる。」というようなことを目的に追加することが良い。 ・精神障がいのある方、発達障がいのある方にに関する職業訓練は、委託訓練の各訓練科で実施しているので、入校対象者は現在の知的障がいのある方のままで良い。 ・販売実務科の目的が「雇用促進を図る」という設定であれば、入校対象者については現在の「軽度」とすることも理解できる。 ・訓練内容は、数多くの企業実習も組み込まれており、就職の際に必要な基本的な訓練を行うという現状の内容を基本とする事でも良い。 ・就職先、実習先は多業種、他職種の確保を図り、就職先に応じた訓練を個人ごとに追加するような対応ができるれば、なお望ましい。

会議次第 2（3）意見交換等

委員	<ul style="list-style-type: none"> 販売実務科が先導役として他の訓練機関等を引っ張っていくことに意味がある。 販売実務科修了生を雇って良かったと、企業から評価されるような訓練内容が必要。 社会のニーズとして企業がどうな人材を求めているのかが大事。 就労移行支援事業がどのようなサービスを実施しているのかも把握すべき。 企業が販売実務科修了生は他機関の出身者とは違うと思うような人材を育てることや、就労移行支援事業にはないものがあれば良い。
委員	<ul style="list-style-type: none"> この検討作業について当事者団体の意見を取り入れていくことが必要。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 県内でも大きな事業所である県庁において、障がいのある方が組織の中でききいきと働くことができるよう率先して取り組んでいくことが重要。 事業所としての県庁でも障がいの方が活躍できるしっかりと取り組んで欲しい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 社会の中には様々な訓練機関や1つの機関の中でもいろいろな訓練科があるが、仕事や訓練に応じた対象者の設定など、訓練機関ごとに役割分担やすみ分けがある。 販売実務科の対象者（障がい種別）や役割を考える際は、就労支援に関する他の訓練機関等や各訓練科等の全體の状況（KSK、委託訓練の各訓練科、福利厚生者職業能開発校、鹿児島障害者職業能開発センター、就労移行支援事業等）を踏まえて、全體の中での役割分担等、という視点で考えていくことが必要。 KSKの入校対象者に関する検討会の経験からこの、全体の中で考える、という視点が大切とした。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 販売実務科の入校対象者を「軽度」の知的障がいのある方に限っている今の状態は、時代的に合っていないと思うが、単に入校対象者の間口を、発達障がいのある方や精神障がいのある方などにもどんどん広げれば良いといいうものではない。 知的障がいのある方、精神障がいのある方、発達障がいのある方、それそれで、訓練の視点が違う。 就労移行支援事業では知的障がいのある方、精神障がいのある方を混合で訓練する場合があり、販売実務科も混合ができないわけではない。 しかし、県（販売実務科）が就労移行支援事業等の民間と同じことをしても意味がない。 例えば、障がい児施設利用者が18歳以上になつた後にどうしようかという場合や、あるいは郡部に住んでいるが自分がやりたい仕事が地元にはないので熊本市周辺に出たいというようなニーズを考えるととき、販売実務科の訓練生に対してても寄宿舎が必要ではないか。販売実務科に寄宿舎があれば、郡部の方に対して、「寄宿舎もあるので販売実務科で入校し、一生懸命に訓練を受講し、自分が希望する仕事を目指しましょう。」と言うことができる。 移行支援事業所のような民間ではできず、県（販売実務科）ならできるようなことを考えしていく、という方向性が必要。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 販売実務科の訓練生が寄宿舎を利用可能とするためには人的配置の準備など費用がかかることと思われるが、寄宿舎のニーズはあるだろう。 販売実務科の訓練期間について、例えば、期間を半年コース（として1年に2回）にするということも良い。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 現状は、就職退校を慣行としているが、所定の訓練期間を修了させた方にした方が良い。 所定の期間訓練を受け、しっかり力を付けて企業に送り出し、企業から販売実務科が評価されるようになることが良い。 修了後の定着支援については、販売実務科が永久的にフォローなども含め今後どのようにしていくのか、考えていく必要がある。

事務局	<p>今日の議論を基に、次回の会議で科の方向性を整理する必要があるが、例えば今回は入校対象者の間口を広げず、科の対象の障がい種別は現状から変えないこととし、その上で、科の充実に向けた具体的な項目の検討を行う、という整理の仕方があるが、各委員、いかがですか。</p> <p>今回、知的障がいのある方を対象とする科として充実策をまとめ、その実現に向けて1年、2年を取り組んでいく、そのうえで、例えば数年度にその状況を基に、入校対象者の間口を広げることを中期的な視点で再度見直すということもあるが、いかがですか。</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・今、専門校の施設建物の全体の再整備の内容を検討する作業をしており、数年後には工事に着手するという方向性にあるところ。 ・このため、例えば数年度の議論により仮に身体障がいのある方を入校対象にするということになった場合は施設・設備面で難しいのではないか。 ・対象者は知的障がいのある方か変えず程度の幅を広げる（軽度に限定しない）ことで良いと考えているところであるが、数年後の検討による程度大きな方向性は定めておく必要がある。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の検討では、これから将来の社会では何が求められてくるのか、一歩先を見越して考えていくことが重要。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・最後に事務局に質問があるが、今、全国的（他県）には、入校対象者を知的障がいのある方のみとしている開発校はどの程度あるのか。
事務局	<p>いわゆる一般の職業能力開発校に障がいのある方を対象とする訓練科を設置している都道府県は本県を含めて20県程度。</p> <p>入校対象者については、そのうちの多くが、知的障がいのある方と対象としており、（今日は正確な資料を持参していないが）科の数としては十数校ある。</p>
事務局	<p>今日たくさんの方の貴重な御意見をいただいた。</p> <p>次回の会議に向けて、今日いただいた意見を踏まえて、事務局で今後の科の方向性の案をいったん形にしたうえで、次回の会議で委員から御意見をいただきたいと考える。少し作業に時間がかかるが次回の会議もよろしくお願いしたい。</p>

第2回 美亮殿と会員委員会 (R1.6.10)

資料2

- **販売実務科の继续は必要と考える。**
 - ・特別文理学校卒業生にとって社会へ
 - ・知的障がいのある方への支援機関など
 - ※ ただし、今の社会に販売実務科の
 - ※ また、今後も販売実務科の対象を今
 - **一般就労を目指す方に様々な選択肢**
 - ・販売実務科と就労移行支援事業者が機

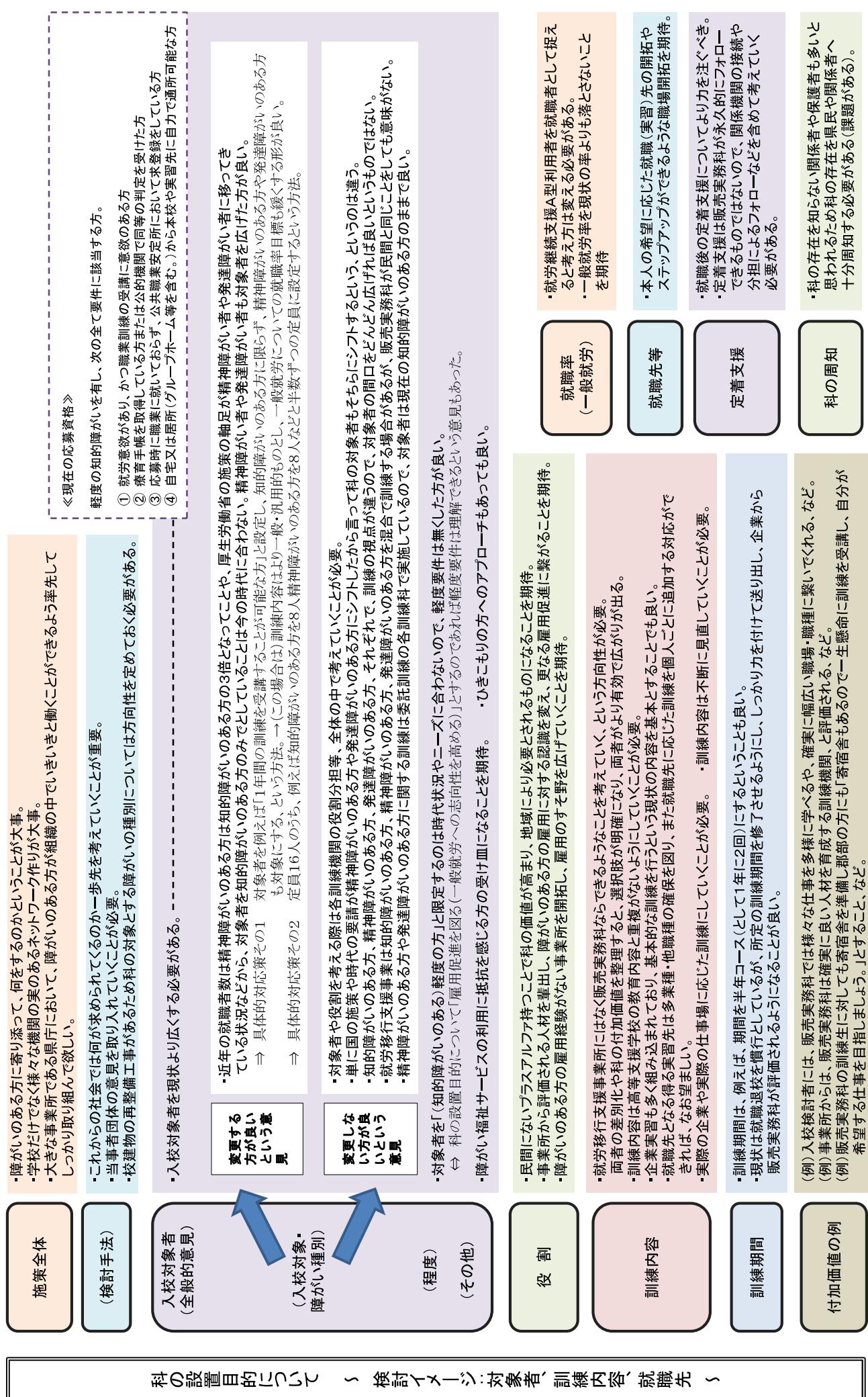
- 版売実務科の継続は必要と考える。
 - ・特別支援学校卒業生にとって社会への橋渡し(就職に結びつかない生徒の受け皿)や、上位の教育機関的な役割。

・知的障がいのある方への支援機関として自立支援の観点からも一定の受け皿の役割。
※ただし、今の社会に販売業務科の形があるといふのは一者の余地があり、時代に合わせて充実し特別支援学校の送り出し先としては継続して欲しい、訓練手当により生活面が安定し訓練に集中できる環境にある。

○ 一般就労を目指す方に様々な選択肢を準備するという意味では今すぐに販売実務科を廃止する必要はないが、今後、大きな定員割れの状態が続けば、廃止も含めて考えていくことが必要。

※ また、今後も販売実務科の対象を知的障がいのある方に絞るのであれば、その理由を明確にしていく必要がある。

・販売実務科と就労移行支援事業が機能的に同じなら、どちらでも良いのですから。



熊本県民に対する障がい者職業訓練提供体制について(整理)

資料3

- これまで県(労働雇用創生課)では、県の障がい者に対する職業訓練施設を展開するに当たり、個々の事業(販売実務科、ソフトウェア開発訓練科(KSK)、委託訓練)内容を充実していくことに注力する一方、近年は、障がい者に対する職業訓練施設全体を整理する作業を積極的に行っていなかった。
- 現在、平成31年3月に設置した「職業能力開発施設拠点化 高等技術専門校施設内訓練検討委員会(販売実務科部会)」において、専門校に設置している障がい者訓練科(=販売実務科)
- について、「検討課題」ニ科を継続設置していく必要性や今後の科の方向性等を検討しているところ。
- 販売実務科部会の第2回会議(R1.6月開催)を経たところ、この《検討課題》について議論を深めていためには、障がい者に対する職業訓練施設全体を俯瞰的に眺め、全体の施策体系等を整理する作業が必要との認識に至ったため、今回改めて、このことについて次のとおり整理(=「見える化」)を試みた。

1 障がい者の就労支援に係る諸制度 (国の行政組織別の施策イメージ)



2 熊本県民に対する障がい者職業訓練提供体制に関する基本的な考え方

(1)各事業の開始時期(厚生労働省の施策展開の経緯)

① 国立障害者職業能力開発校

・福岡校……S33福岡身体障害者職業訓練所と改称
・鹿児島校……S43鹿児島身体障害者職業訓練所開所

② 一般校活用モデル事業(H16年度～)

国から都道府県に料設置のモデル事業を委託。
委託期間経過後、科を継続(一般事業化)するかどうかは各都道府県判断。

障害者就業・生活支援
・就業支援(相談支援、雇用管理・申請)
・生活支援(賃貸契約、金銭管理、申請)

障害者職業センター
・相談・職業評価・職業準備支援(訓練)
・ジッコーカ支援
・精神障がい者の就業支援
・事業主援助
・関係機関への助言・提携

就労継続支援A型事業所
就労継続支援B型事業所
就労継続支援日々事業所
学校・特別支援学校

厚生行政
文科行政

介護関係機関
医療関係機関

2 熊本県民に対する障がい者職業訓練提供体制に関する基本的な考え方

(一般校職業能力開発校)における障がい者を対象とする施設内訓練科 <令和元年年度>

登録番号	実施校名	訓練科名	入校日	料率
1 北九州	福岡県立北九州高等専修学校	就労継続支援A型事業所	6月	4.8～10.0
2 宮崎県	宮崎県立宮崎高等専修学校	就効継続支援A型事業所	6月	4.8～10.0
3 埼玉県	埼玉県立埼玉高等専修学校	就効継続支援A型事業所	6月	4.8～10.0
4 千葉県	千葉県立千葉高等専修学校	就効継続支援A型事業所	6月	4.8～10.0
5 安徽省	中国科技大学附属中德合作学院	就効継続支援A型事業所	1年	4.8～10.0
6 新潟県	新潟県立新潟高等専修学校	就効継続支援A型事業所	1年	4.8～10.0
7 石川県	金沢工業大学	就効継続支援A型事業所	1年	4.8～10.0
8 山形県	山形県立山形高等専修学校	就効継続支援A型事業所	6月	4.8～10.0
9 香川県	高松工業大学	就効継続支援A型事業所	6月	4.8～10.0
10 愛媛県	宇摩津高等専修学校	就効継続支援A型事業所	6月	4.8～10.0
11 三重県	四日市高等専修学校	就効継続支援A型事業所	6月	4.8～10.0
12 鳥取県	西日本農業大学	就効継続支援A型事業所	6月	4.8～10.0
13 兵庫県	播磨山等学校新規門式	就効継続支援A型事業所	6月	4.8～10.0
14 大阪府	大阪府立高等専修学校新規門式	就効継続支援A型事業所	6月	4.8～10.0
15 佐賀県	佐賀県立佐賀高等専修学校	就効継続支援A型事業所	6月	4.8～10.0
16 熊本県	熊本県立熊本高等専修学校	就効継続支援A型事業所	6月	4.8～10.0
17 鹿児島県	鹿児島県立鹿児島高等専修学校	就効継続支援A型事業所	6月	4.8～10.0
18 鹿児島県	鹿児島県立鹿児島高等専修学校	就効継続支援A型事業所	6月	4.8～10.0
19 鹿児島県	鹿児島県立鹿児島高等専修学校	就効継続支援A型事業所	6月	4.8～10.0
20 鹿児島県	鹿児島県立鹿児島高等専修学校	就効継続支援A型事業所	6月	4.8～10.0
21 鹿児島県	鹿児島県立鹿児島高等専修学校	就効継続支援A型事業所	6月	4.8～10.0
22 鹿児島県	鹿児島県立鹿児島高等専修学校	就効継続支援A型事業所	6月	4.8～10.0

県民に対する障がい者職業訓練は、県が実施する訓練科(販売実務科、ソフトウェア開発訓練科)、県が国からの事業を受託して実施する委託訓練科のみで提供していくものではなく、**国が全國民(熊本県民を含む。)を対象に設置している国立障害者職業能力開発校等の各訓練科(※)を含め、これらの訓練科全体で提供していくもの。**
(↑ 国立・障害者校の訓練科を県としてどのように認識しているのかということを、今まで資料(文章等)により特段示していないがかったため、今回、これを確認的に明示・文書化したもの。)

熊本県民に対する就労支援の全体体制



- 障がい者の就労支援に係る諸制度(国の行政組織別の施策イメージ)
- 関係機関の連携については、例えば労働行政、厚生行政、特別支援学校など文部科学行政等で行われている。
- 大きな施策・制度を構成する一部である“障がい者職業訓練は、障害者就労支援という”ことを(再)認識しておこうことが重要。
- 関係機関の連携に当たっては、各機関(担当者間)の連携・接続が極めて重要となる。

4 熊本県民に対する障がい者職業訓練提供体制(イメージ)の整理

基本的考え方
発校(九州では福岡校と鹿児島校。ともに寄宿舎設置。)の各訓練科
事業を実施する各訓練科
委託訓練により提供していく。

右の図は、身体障がい者、精神障がい者に対する就労支援を構成する「障がい者職業訓練」は、県民に対してどのような訓練科が現在設定されているのか、イメージしたもの。

◇ 横軸には、障がいの程度(重度／軽度)の別で設定。

◇ 縦軸には、訓練期間(長期、短期)の別で設定。

◇ 色の濃淡により、入校対象者想定(各訓練科の政策的な志向性)を表現するよう試みている。

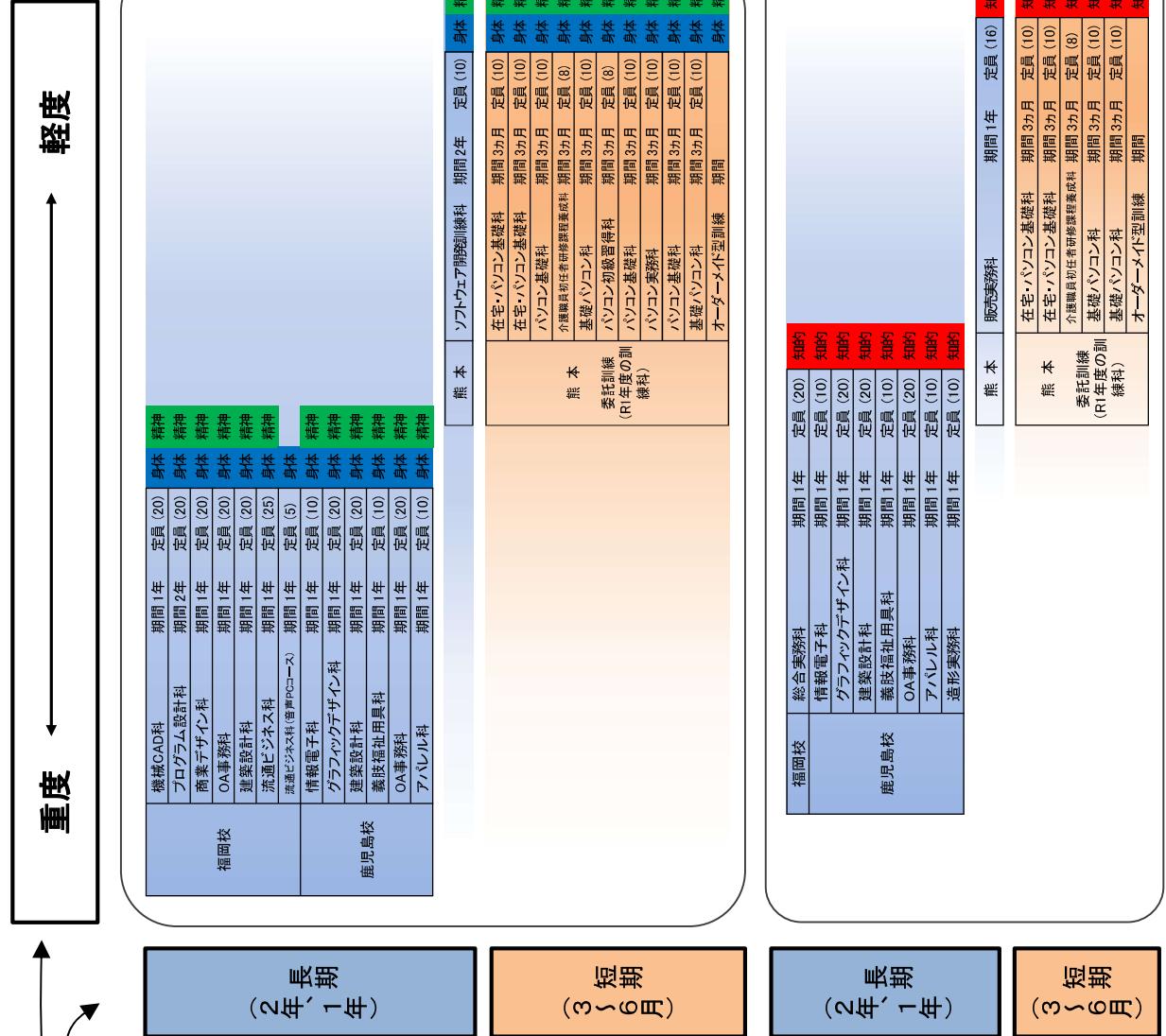
◇ この資料は、販売実務科に関する検討用資料として作成したため、知的障がい者は、右のとおり身体障がい者と精神障がい者とは別領域で描いている。

<各訓練科の整理>

① 国立・障害者校
…福岡校、鹿児島校の各訓練科
長期間(1年、2年)の職業訓練を必要とする方に訓練を提供する**基幹的な訓練科**
※ **国立・障害者校を地理的な面・訓練分野の面・対象者(障がいの程度)の面から補完。**

② 県が実施する长期(1年、2年)の訓練科
…販売実務科、ソフトウェア開発訓練科
長期間(1年、2年)の職業訓練を必要とする方に訓練を提供する訓練科
※ **県が実施する长期(1年、2年)の訓練科**
…**販売実務科、ソフトウェア開発訓練科**

③ 国から事業を受託し実施する短期間の訓練科
…委託訓練の各訓練科
短期間(3～6ヶ月)の職業訓練を必要とする方に訓練を提供する訓練科
(注)委託訓練のR1年度の各訓練科は、発達障がいのある方、難病の方なども対象としている。



参考1

表1

熊本県内の「年齢階級別」／「障がいの程度別」障害者手帳所持者数の推計(R1.7熊本県労働雇用創生課)

(単位:人)

年齢階級 データバー の最大値(人)	身体障害者手帳所持者数						療育手帳所持者数				精神障害者保健福祉手帳所持者数			
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	不詳	重度	その他	不詳	1級	2級	3級	不詳
15 年齢不詳	605	188	334	438	104	83	188	125	209	21	209	292	83	104
14 90歳以上	1,440	647	710	1,043	125	397	313	83	21	0	104	21	21	63
13 80～89歳	7,012	2,796	3,944	4,800	1,002	918	1,315	584	417	21	417	271	480	125
12 75～79歳	4,737	2,024	2,755	3,005	835	334	710	334	230	21	271	230	230	83
11 70～74歳	3,882	1,816	1,857	2,671	793	313	689	438	292	0	188	605	125	21
10 65～69歳	3,652	1,836	2,066	2,755	730	543	397	313	313	21	188	814	167	83
9 60～64歳	2,149	1,106	1,294	1,336	480	230	313	230	480	0	167	897	230	63
8 50～59歳	1,962	1,294	1,002	1,252	522	209	292	584	814	104	397	1,711	772	83
7 40～49歳	1,231	1,043	543	522	209	83	230	939	1,586	125	397	2,296	814	230
6 30～39歳	897	230	397	292	104	83	63	876	1,523	83	313	1,398	710	63
5 20～29歳	626	334	188	188	83	63	83	1,523	2,233	125	209	772	543	21
4 18～19歳	83	83	0	0	0	0	63	292	584	21	0	63	0	21
3 10～17歳	376	104	125	63	0	0	104	814	1,544	83	0	104	83	21
2 0～9歳	376	83	63	63	21	83	0	626	1,336	63	21	21	0	21
1 総数	29,049	13,585	15,297	18,448	5,029	3,339	4,737	7,784	11,582	710	2,859	9,433	4,257	1,002

推計値の算出方法

表1の区分ごとに、「推計値算定式 = ①×②×③」により算出した。

①=厚生労働省が実施した「平成28年生活のしづらさなどに関する調査」の結果（全国推計値）・・・・表1の区分ごとに推計値が算出されている。

②=熊本県人口按分率（約1.4053%：H27国勢調査熊本県人口／H27年国勢調査全国人口）

③=推計調整率=約148% = (127,110人 : H29年度末時点の県内の障害者手帳所持者数) / (85,602人 : ②により算出した県内の障害者手帳所持者数の推計値の合計)

参考2

表2 熊本県内の有効求職障がい者の数(ハローワークに求職登録をしている方の数) 2018年9月時点

データベース の最大値 (人)		有効求職者数(障害者:2018年3月) 障害の程度(注)		身体障害者 重度		知的障害者 重度以外		精神障害者 重度		発達障害者 重度		難病障害者 重度		高次脳機能障害者 重度		その他障害者 重度		障害部位置計 重度以外	
55歳以上	400	一般フルタイム	128	232	4	16	134	2	16	1	16	1	5	132	406	538	538		
		一般パートタイム	191	262	5	19	231	2	25	3	5	5	5	196	547	743	743		
45～54歳		一般フルタイム	79	88	5	26	231	2	18	1	8	8	8	84	374	458	458		
		一般パートタイム	54	52	5	33	278	4	16	1	7	7	7	59	391	450	450		
35～44歳		一般フルタイム	34	46	9	36	214	6	11	7	7	7	7	43	320	363	363		
		一般パートタイム	27	23	6	37	322	6	9	1	6	6	6	33	404	437	437		
25～34歳		一般フルタイム	40	30	4	60	209	19	14	7	7	7	7	44	339	383	383		
		一般パートタイム	11	11	5	59	226	20	10	13	13	13	13	16	339	355	355		
24歳以下		一般フルタイム	14	20	2	209	65	28	5	4	4	4	4	16	331	347	347		
		一般パートタイム	10	2	7	67	60	12	3	1	1	1	1	17	145	162	162		
年齢計		一般フルタイム	295	416	24	347	853	57	64	2	31	31	31	319	1,770	2,089	2,089		
		一般パートタイム	293	350	28	215	1,117	44	63	5	32	32	32	321	1,826	2,147	2,147		
全数		一般	598	766	52	562	1,970	101	127	7	63	63	63	640	3,596	4,238	4,238		

表3

熊本県内の有効求職障がい者の数(ハローワークに求職登録をしている方の数) 2019年3月時点

データベース の最大値 (人)		有効求職者数(障害者:2019年3月) 障害の程度(注)		身体障害者 重度		知的障害者 重度以外		精神障害者 重度		発達障害者 重度		難病障害者 重度		高次脳機能障害者 重度		その他障害者 重度		障害部位置計 重度以外	
55歳以上	400	一般フルタイム	126	239	3	20	150	2	17	1	—	—	—	—	2	129	431	560	560
		一般パートタイム	214	273	4	20	262	2	30	4	—	—	—	—	5	218	596	814	814
45～54歳		一般フルタイム	78	75	6	26	247	4	16	1	—	—	—	—	6	84	375	459	459
		一般パートタイム	60	55	6	36	314	4	11	1	—	—	—	—	7	66	428	494	494
35～44歳		一般フルタイム	31	50	6	33	242	5	15	0	—	—	—	—	6	37	351	388	388
		一般パートタイム	25	30	6	38	330	3	9	1	—	—	—	—	9	31	420	451	451
25～34歳		一般フルタイム	37	33	6	70	214	16	17	0	—	—	—	—	8	43	353	401	401
		一般パートタイム	17	12	12	68	240	15	12	0	—	—	—	—	11	29	353	387	387
24歳以下		一般フルタイム	15	10	2	197	55	25	8	0	—	—	—	—	3	17	293	315	315
		一般パートタイム	9	2	5	75	68	15	4	0	—	—	—	—	1	14	165	179	179
年齢計		一般	297	407	23	346	908	52	73	2	—	—	—	—	25	310	1,813	2,123	2,123
		一般パートタイム	325	333	237	1,214	39	66	6	—	—	—	—	33	358	1,367	2,325	2,325	
全数		一般	612	779	56	563	2,122	91	139	8	—	—	—	—	58	668	3,780	4,448	4,448

(注)障害の程度について

- ① 身体障害者の「重度」は、身体障害者福祉法施行規則に規定する身体障害者障害程度等級表における等級が1級、2級の障害又は3級の重複障害等の方。
- ② 知的障がい者の「重度」は、程度が重いと判定された知的障害で、原則として、次のいずれかの場合に該当する方。

・ 傷手相談所又は知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所、療育手帳の「A」に相当する程度とする判断書をもつている。

・ 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者職業センターにより重度知的障害者」と判定されている。

③ 精神障害者、児童障害者、難病障害者、精神障害者、その他の障害者は、障害の程度の区分なし。

データ提供元:熊本労働局

- (参考1)「常用」=雇用契約において雇用期間の定めがなれか又は4ヶ月以上の雇用期間が定められたもの。季節労働を除くという。
- 「一度」=常用及び臨時・季節をわけせたものをいう。

〔注(県労働雇用別出課)〕

県内の求職者数は、ほんんどが常用「希望であり、ほんんどが常用」イコード「常用の数値」と言える状況。

(参考2) 有効求職者数=「前月から継続された有効求職者数」と当月の新規求職申込件数の合計をいう。

販売実務科の今後の方針について（案）

基本的な考え方

各高等支援学校や特別支援学校高等部、各就労移行支援事業所の教育・訓練内容との役割分担・棲み分けを図り、知的障がいのある方のさらなる就労支援、自立支援に貢献する。

1 販売実務科の役割（ミッション）の再設定

- 県では、障がいのある人の自立に向けて、労働・福祉、保健・医療、教育等の様々な施策により、就労支援や職場定着支援に取り組んでいるところ。
○ 実務科は、委託訓練・ソフトウェア開発訓練・福利障害者職業訓練能力開発校・鹿児島職業能力開発校などと相まって、県内の障がいのある方に対して職業訓練を提供しているところであるが、今般、当該科の今後の方向性等を次のとおり定め、地域に貢献する人材の育成を推進していく。

○科の目的

変更前（現行）

“現行の販売実務科設置要項に記載の目的”
知的障がい者に対する職業訓練機会を提供し、職業能力の習得を通じて雇用促進を図ることを目的とする。

変更後

一般就労を目指す知的障がいのある方（離職者や福祉的就労に従事する者、新規学卒者など）に対して、本人の希望や能力に応じたきめ細やかな職業訓練を実施し、企業や事業所等から選ばれる人材の育成及び本人の希望に応じた就職支援を行い、一般就労の促進を図る。
就職後は関係機関と連携した支援により雇用継続やキャリア形成を図り、障がいのある方の更なる自立に繋げる。

上の取り組みを進めることで、（就職先）事業所の雇用意欲の異なる喚起や、これまで障がいのある方を雇用したことがない職種・事業所を新たに開拓すること
で、障がいのある方の雇用のすそ野を広げる役割を目指していく。

【※補足】知的障がいと他の障がいを重複されている方は、これまでどおり応募の対象となる。

資料4

（果たすべき機能）

- 一般就労を目指す新規学卒者（ア、高校・特別支援学校・中学等の学校卒業時点での就職に結びつかなかった生徒。イ、学校卒業後更に実践的な職業訓練の受講を希望する生徒。）及び学卒未就職者に対して実践的職業訓練を提供する。
- 一般就労を目指す離職者（主に若年者）や福祉的就労従事者（主に若年者）に対して実践的職業訓練を提供する。<再訓練を提供する場>

2 科（入校対象者／訓練内容等）の再構成

（1）入校対象者

変更前（現行）

- 軽度の知的障がいを有し、次の全ての要件に該当する方。
- ① 就労意欲があり、かつ職業訓練の受講に意欲がある方
 - ② 療育手帳を取得している方または公的機関で同等の判定を受けた方
 - ③ 応募時に職業に就いておらず、公共職業安定所において求職登録をしている方
 - ④ 自宅または居所（グループホーム等を含む。）から本校や実習先に自力で通所可能な方

変更後

- 次の全ての要件を満たす知的障がいのある方（主に軽度の方）であって、公共職業安定所において求職登録を行い、公共職業安定所長の受講指示又は受講推薦を受けた方。
- ① 症状が安定していること。
 - ② 療育手帳を取得している方または公的機関で同等の判定を受けた方
 - ③ 修了後に一般就業の意欲があり、就職に必要な技能習得が見込まれること。
 - ④ 職業訓練及び集団生活に支障がないこと。
 - ⑤ 職業的自立が見込まれること。
 - ⑥ 本人（保護者を含む。）が訓練内容を十分に理解していること。
 - ⑦ 本人（保護者を含む。）が自らの状態や能力に照らし、訓練内容が自らの一般就業に向けた訓練内容として適当であると考える方。
 - ⑧ 自宅または居所（グループホーム等を含む。）から本校や実習先に自力で通所可能な方

(2) 入校・退校に関する基本的考え方（就職退校についての考え方）
これまでには、訓練期間中であっても希望する就職に至れば退校し仕事に就くことを容認していたが、今後は、事業所から内定等を受け所定の訓練期間修了後に仕事に就くということを基本的な考え方とする。

(3) 訓練期間

現行のとおり1年間とする。

(4) 入校時期

現行のとおり、4月入校13人、10月入校3人とする。

(5) 訓練内容

① 集合訓練について

基本的考え方

- 求職障がい者、企業（事業主）、地域の各ニーズを踏まえて訓練内容を充実していく。
- 各高等支援学校や特別支援学校高等部、各就労移行支援事業所の教育・訓練内容との役割分担・棲み分けを図る。
- 現在の訓練より実践的、専門・特化的な訓練を充実していく。

<実践的、専門・特化的な訓練の具体的な職種分野について>

当面は、現在行っている「事務」「物流」「販売」「製造」の4つの職種分野の深度を深めて（内容を充実して）いく。

今後は（将来的には）

今後は、基本的考え方方に沿って、職種分野は柔軟に対応していく。

(参考) ひのくに高等支援学校
・・・園芸科、工芸科、クリエイティブ科（クリエイティブ）、クリエイターズ科（皮革工芸）、商業科

(2) 企業派遣実習について

現行の状態（年間に5事業所程度）を継続する。
その際、本人が様々な職種や事業所を経験した後に、就職先を選定することができるよう指導する。

※ 実習先は本人に様々な職種を経験させる観点から選定する（2事業程度）。

※ 本人が希望する職種、事業所を尊重する（3事業所程度）。

※ 農福連携推進の観点からも特に農業分野の実習にも配慮する。

※ 実習先は、これまでに販売実務科の実習生を受け入れたことがない新規事業所の開拓に努める。

③ 指導員の資質向上について

訓練内容を充実するためには指導員の指導能力の向上が重要。
このため、次のとおり資質向上に取り組んでいく。

- 福岡・鹿児島障害者職業能力開発校への研修派遣
- 職業能力開発総合大学校の職業訓練指導員研修（コース）への派遣
- 県内の関係機関が開催する各種研修会への派遣

④ 科の存在を県民や関係者にお知らせする周知活動等の強化

次のとおり周知方法等の強化に取り組んでいく。
なお、その際は、訓練内容を充実していくことを十分説明していく。

(1) 訪問活動の強化

高校、特別支援学校、企業・事業所、各所支援機関、市町村等への訪問強化

(2) 周知媒体の強化

HPの活用、事例集等の作成他

(3) 関係機関との連携の強化

高校、特別支援学校・支援機関等との連携、支援企業・事業所との連携

5 受入体制等について

- (1) 訓練手当について
現行の状態（要件を満たす対象者に予算の範囲内で支給している。）を継続する。
- (2) 寄宿舎での受け入れについて
現在、寄宿舎を含めて、専門校の施設・建物の再整備（各建物の再整備）を検討しているところであり、再整備工事完了後（令和4年度～5年度の見込み）は、販売実務科の訓練生を受け入れることができるよう、検討（建物の構造・設備面や寮の運営方法の見直し等）を進めていく。

【※補足】現在の寄宿舎（定員36人）から検討すると、建物の構造・設備面（2人部屋、金品管理等のセキュリティ一面、共同の風呂・トイレ等、実態として入寮生は男性のみであること）や寮の運営方法（全員集合形式による食事摂取など）の面から、販売実務科の訓練生を受け入れることは現時点では困難な状況。

9 科の運営状況や科の設置効果を測る指標等の設定

- (1) 訓練生（修了生）等の満足度評価
科の訓練内容等についての評価を得るため、修了（退校）時点において、訓練生（修了生）や保護者を対象に満足度調査（書面調査）を新たに実施する。
- (2) 一般就労（就職）率
一般就労（就職）率の目標は100%とし、毎年度その率を捕捉していく。
※ 対象者（母数）は修了生及び就職退校者とする。
※ 就労継続支援事業A型事業所は一般就労には含めない。

10 科の名称（変更）について

- 科の名称は、入校を検討される方や事業主、県民にとって分かりやすく、かつ訓練の内容や就職状況に即したものに変更することが望ましいことから、「総合実務科」（仮称）等に名称変更する方向とする。

6 訓練生に対する就職支援について

本人が希望する職種や企業・事業所に就けるよう取り組んでいる新規就職先の開拓を含む現行の支援を継続のうえ就職支援をさらに充実させる。

7 修了者（就職退校者）へのフォローについて

現在は、修了生（就職退校者を含む。）には、修了後1か月後、3か月後、6か月後、1年後の時期に本人と連絡を取り、近況ヒアリングや各種アドバイス等のフォローアップを行っており、その後は1年毎に同様の連絡を行っているところ。
しかし、専門校による定着支援については、フォローアップの期間や人員体制、「ノウハウ等に限界があることから、今後は障害者就業・生活支援センターや熊本障害者職業センターなどの関係機関と連携し、支援体制の充実を図る。」

8 不断の取り組みとして科の充実や改善を図るための仕組みづくり

- (1) 就職先事業所からの意見聴取
・修了生（就職退校者を含む。）の就職先事業所から、科の充実や改善を図るためにアドバイス等をいただくため、本人の就職後6か月から12か月の間に就職先事業所に対するヒアリング及び書面アンケートを新たに実施する。
- (2) 特別支援学校（県教育委員会特別支援教育課）等との定期的意見交換
・訓練内容の接続や役割分担・棲み分けに向けた調整作業
・特別支援学校卒業生の接続支援（ケース対応）に関する連絡調整
※ 定期的意見交換は実務担当者で実施する。

- 今般の検討作業による整理の後、科の充実に向けて整理した『方向性』に沿った具体的な取組みについては“できるだけ早期に実行に移していく”という基本的な考え方のもと、できる部分から順次着手していく。
※ R2年度の訓練生の募集を既に開始していることは基本的にはR3年度からとなる見込み。）
- また、この『方向性』に沿った具体的な取組み状況については、毎年度、「熊本県立高等技術専門校連携推進協議会※」に報告し、意見や助言をいただきながらフォローアップを行い、不斷に改善・充実をしていく。
- ※ 専門校の運営方針や訓練内容等に關する協議組織として、地元企業などの関係機関のニーズを的確に把握し、地域に根ざした職業訓練の推進を図ることを目的に設置しているもの。
- 更に、R2年度、R3年度、R4年度の科の運営状況等を踏まえ、R5年度ごろに（状況によっては前倒しの可能性もある）、それまでの取り組みを点検し、再度の見直しを行いう。

